

(民間提案制度移行対応)
玉原野外活動施設及びサラダパークぬまた等の
利活用に係るサウンディング型市場調査
実施要領

令和元年 9 月

沼田市

1 調査の目的と民間提案制度への移行

対象の公共施設について、効果的な活用を図るため、自由な発想とノウハウを持つ民間企業、NPO法人、個人事業主、各種団体（以下、「民間事業者等」という）から市場性の有無や実現についての可能性、アイデアなどの意見を幅広く募り、これらの施設の新たな利活用を対話形式により見出すことを目的に行います。

また、沼田市ファシリティマネジメント施策に関する民間提案制度により、随意契約を保証した提案手続きに移行できるため、具体的な事業提案を行うことも可能です。

2 対象施設名

玉原野外活動施設センターハウス、玉原野外活動施設キャンプ場、
玉原野外活動施設テニスコート、玉原野外活動施設ソフトボール場
サラダパークぬまた、市民の森

3 調査対象地域の概要

対象施設は、沼田市の北部に位置する地域にあります。湿原やブナ林などの貴重な自然、高い質と種類の多さを誇るフルーツをはじめとした農産物、関東有数のラベンダーパーク、雪質の良いスキー場など、年間を通じて観光資源や特産物に恵まれた地域です。また、本市は首都圏から約2時間でアクセスでき、利根沼田地域のほか新潟県、栃木県への日帰り～宿泊の観光圏としても多くの来訪者があります。

4 提案の前提条件

提案にあたっては、以下の条件いずれかを前提にしてください。

- (1) 交流人口の増加
- (2) 地域における雇用の場の創出
- (3) 施設の利活用に地域住民の参加を促進するもの
- (4) 施設が自然環境と調和するもの
- (5) 市の財政に貢献するもの

5 調査の参加要件

- (1) 対象施設の利活用について実施主体となりうる者
- (2) 真剣に地域の活性化に資する情熱を有している者

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 2 年以内に手形交換所による取引停止処分（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を受けていないこと。
- (5) 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を出していないこと。
- (6) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (8) 沼田市暴力団排除条例（平成 24 年沼田市条例第 21 号）に定める暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 サウンディング実施スケジュール

1	実施要領公表	9 月 18 日（水）
2	対話参加受付	9 月 18 日（水）～11 月 15 日（金）
3	現地見学会	9 月 18 日（水）～11 月 15 日（金）
4	対話の実施	9 月 24 日（火）～11 月 29 日（金）
5	対話結果公表	12 月下旬（予定）

7 現地見学会の開催

現地施設等の見学を希望される場合は事前にエントリーシートにて財政課 FM 推進係まで申込みしてください。日程を調整の上、個別に対応します。

- (1) 日時 令和元年 9 月 18 日（水）～11 月 15 日（金）（土日祝日を除く）
10 時から 15 時までの間
※現地まで送迎はありませんので、各自参集してください。

8 対話の実施（アイデア及びノウハウ保護のため、対話は個別に行います。）

（１）日時 令和元年９月２４日（火）～１１月２９日（金）（土日祝日を除く）

９時から１７時まで（１２時から１３時までを除く）の間

（２）場所 テラス沼田 沼田市役所 会議室

（３）時間 対話３０分～６０分

（対話時間の中に市からの事業説明の時間を含みます。）

（４）対象者 事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

9 対話参加受付

参加を希望する場合は、ウェブページ掲載のエントリーシートに必要事項を記入の上、対話希望日５日前の午後５時１５分までに問合せ先 E メールアドレス宛に「サウンディング参加申込」のタイトルで送付してください。エントリーシートにご記入いただいた希望日を調整して、市から対話日程をご連絡します。

資料の作成は必須ではありませんが、説明のために用意する場合は市提出分として５部ご準備ください。

10 対話結果公表

（１）サウンディングの実施結果について、概要を公表します。（１２月下旬を予定）

（２）公表にあたっては、各事業者の有する創意工夫・ノウハウを保護するため、あらかじめ公開する内容を確認します。

（３）事業者の名称は公表対象としません。

11 民間提案制度との関係

本調査において「沼田市ファシリティマネジメント施策に関する民間提案制度」に基づく提案と認められる提案があった場合は、本市民間提案制度での提案の採否検討を行う場合があります。

12 留意事項

（１） サウンディング参加に関する全ての書類作成および提出に係る費用は、参加者の負担とします。

- (2) 資料を提出された場合、その著作権は作成者に帰属しますが、返却はいたしません。
- (3) 提出資料を事業立案以外の目的で使用したり外部に情報を漏らすことはありません。
- (4) 対話にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (5) 当該施設に関する公募プロポーザルが実施される際には、対話に不参加でも参加することは可能です。また、サウンディング型市場調査への参加実績が優位性を持つものではありませんが、提案内容が利活用案や公募条件等に反映される可能性がありますので、奮ってご参加ください。

13 事務局

沼田市総務部財政課 F M 推進係

担当：戸部、須田

〒378-8501

群馬県沼田市下之町 888 番地

電話：0278-23-2111（内線 4046）

F A X：0278-24-5179

E - m a i l：kanzai@city.numata.gunma.jp

14 施設に関する問い合わせ

- (1) 玉原野外活動施設センターハウス、玉原野外活動施設キャンプ場
玉原野外活動施設テニスコート、玉原野外活動施設ソフトボール場

沼田市経済部観光交流課観光交流係

担当：高橋

電話：0278-23-2111（内線 5034）

- (2) サラダパークぬまた、市民の森

沼田市経済部農林課農林振興係

担当：辻

電話：0278-23-2111（内線 5013）

